

善光寺表参道景観づくり推進事業

まちづくり推進課

内容

善光寺表参道としてふさわしい良好な景観をつくるため、建物ファザード・屋外広告物・ストリートファニチャー等の総合的なガイドライン策定をおこなう。

新田町交差点より北の部分は、先行する中央通り歩行者優先道路化事業において、すでに地元組織と検討を行っているため、本事業も、まず地元組織と勉強会を重ね、新田町交差点から大門南交差点までの区間で、善光寺表参道にふさわしい建物ファザードや屋外広告物デザインについて検討する。

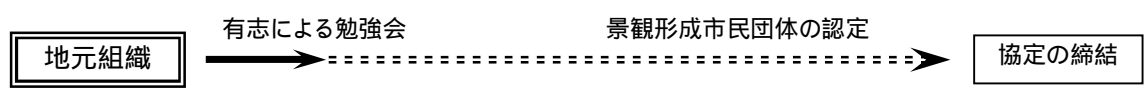
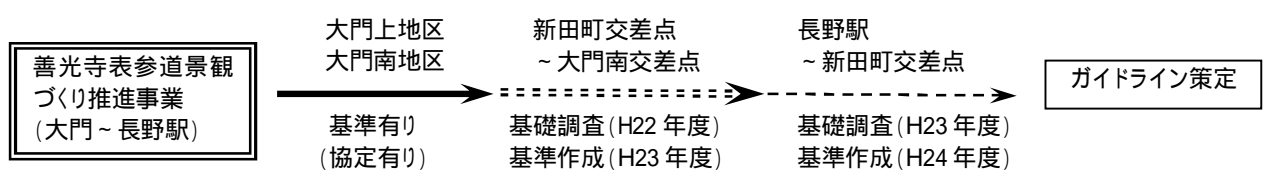
地元組織：表参道景観研究会 景観協定の締結を目標としている。

現在の進行状況

大門上地区と大門南地区で締結している協定内容について

- ・大門上：建築物については、「土蔵づくりの和風商家の趣を基本」、「商店の店先は、閉鎖型のシャッターを設けない」、「建物の高さは3階まで」の3点のみであり、協定内容は細かく規定されていない。
- ・大門南：建築物の高さ、屋根形態、外壁、色彩等、とても細かい規定になっている。その他看板類についても細かく規定されている。

組織体制をしっかりとするため、長野市の景観形成市民団体認定を目指している。



景観形成市民団体とは

概要

一定の区域内において、良好な景観の形成を図ることを目的とする市民が構成する団体で、以下に示す要件を満たすものを景観形成市民団体として認定することができる。

一定の区域内とは、

- 1ヘクタール以上の区域
- 30棟以上の建築物のある区域
- 道路に300メートル以上接する区域

景観形成市民団体の認定要件

- (1) 団体の活動がその活動区域の景観の形成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められること。
市民の多数とは、
区域内の土地の所有者及び借地権を有する者の3分の2以上をいう。

認定申請に必要なもの

- (1) 規約（名称・設立目的・活動区域・活動内容・構成員の範囲等）
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

長野市景観形成推進事業補助金交付要綱

【景観形成市民団体】

補助対象経費	補助率	限度額
景観形成市民団体の活動に要する経費、景観協定の締結に要する経費、その他市長が良好な景観の形成に著しく寄与すると認める経費	3分の2以内	20万円

1年度につき1回とし、通算して5年間に限り交付するものとする。

善光寺表参道景観づくり推進事業

